

豊島区の制度融資に係る東京信用保証協会への事前相談のご案内

■事前相談の概要（別紙申込みの流れをご参照ください）

通常、豊島区制度融資の場合、保証協会では金融機関からの正式な保証申込みを受理してから保証審査を行います。この事前相談を希望される場合、正式な保証申込みを先行して「事前相談申込書」を保証協会に送付することで、事前に保証金額の見通しが判り、資金計画が立てやすくなります。

なお、この事前相談をご利用いただける方は、次の1～4の項目をすべて満たす中小企業者であることが必要となります。

	項 目	区使用欄
1	「豊島区中小商工業融資借入申込書」及び「事前相談申込書」を保証協会に送付することに同意すること。 また、「個人情報の提供に関する同意書」の提出に同意すること。	
2	現在、東京信用保証協会の利用残高があり、取引停止処分、借入返済の延滞、税金の滞納等がないこと。※1	
3	直近の決算書（与信期限内）を保証協会に送付することに同意すること。	
4	回答金額が必ずしも希望通りの金額にならないことがあることを同意すること。※2	

※1 保証協会の完済実績（6か月未満）がある場合も含みます。

※2 回答金額が申込額から変更となる場合、保証協会から区に当該理由を情報提供します。

事前相談申込書

平成 年 月 日

豊島区御中

東京信用保証協会御中

上記項目にすべて該当しており、「豊島区制度融資に係る東京信用保証協会への事前相談」を希望します。

(申込人・企業名)

(代表者)

印

(協会使用欄) 紹介番号

平成 年 月 日

口座番号	①相応に保証利用中 ②用途・資金使途 ③事業規模・必要性 ④制度限度・保険限度 ⑤その他総合的判断	照合
回答金額		
千円		